医師の意見書及び保護者の登園届

＜医師用＞

意　見　書

施設長殿

入所児童氏名

病名「　　」

年　　月　　日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関

医師名　　印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をおねがいします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻しん（はしか）	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過してから
インフルエンザ	発症が有る期間（発症前 24 時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い）	症状が始まった日から５日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から７日目まで又は解熱した後、３日を経過するまで
風しん	発しん出現の前７日から後７日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現１～２前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え２日経過してから
流行性結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。７日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続２回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より